

5. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、建築物の共同化等により土地の合理的で健全な高度利用を図りながら、広場・公園などのオープンスペースの確保や、道路など公共施設の整備、都市機能の更新を一体的に行う事業です。

神戸市では、昭和36年から大橋地区等において事業に着手して以来、商業地区再開発、駅前地区整備に大きな役割を果たしてきました。

震災後は、壊滅的な被害を受けた東西の都心拠点（六甲道駅南・新長田駅南）において、震災復興市街地再開発事業を進め、六甲道駅南地区については平成17年9月に、新長田駅南地区については令和6年11月に事業を完了しました。

また、駅前の交通安全の確保とにぎわいづくりを図るため、平成25年3月より鈴蘭台駅前地区において市街地再開発事業を行いました。

また、民間活力を活用した共同化や協調化による市街地の良好な都市環境の整備を図るため、組合等施行の再開発事業に対する指導・支援も行っています。

令和7年4月現在

施 行 者	事 業 完 了		事 業 中		合 計	
	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)
市 施 行 (うち震災復興関連事業*)	9 (6)	36.6 (33.2)	—	—	9 (6)	36.6 (33.2)
組 合 施 行 (うち震災復興関連事業*)	16 (7)	10.6 (4.0)	1	0.7	17 (7)	11.3 (4.0)
会 社 施 行	1	0.5	1	1.3	2	1.8
個 人 施 行	3	0.6	—	—	3	0.6
都市基盤整備公団施行 (うち震災復興関連事業*)	1 (1)	1.4 (1.4)	—	—	1 (1)	1.4 (1.4)
合 計	30 (14)	49.7 (38.6)	2	2.0	32 (14)	51.7 (38.6)

*震災復興関連事業とは、平成7年3月に制定された「被災市街地復興特別措置法」において、市町村が指定した「被災市街地復興推進地域」における震災復興市街地再開発事業、および平成7年7月に策定された「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」において復興関連地区に位置付けられた市街地再開発事業のことです。

